

2021

08

Vol.76 No.8

www.iewri.or.jp

国際経済労働研究

Int'lecowk

通巻1112号

紹介と批評

史 邁著

「協働モデル」制度的支援の「狭間」を埋める新たな支援戦略

千葉商科大学 教授 朱 珉

特集

2021春闘 成果と今後の課題(前編)

2年目のコロナ禍春闘をふりかえる

日本女子大学 名誉教授 ● 高木 郁朗
I.Takagi

特別寄稿

中国の介護保険パイロット事業の課題

同志社大学大学院社会福祉学専攻 博士後期課程 ● 楊 慧敏
H.Yang



コロナで加速する人間関係の市場化

長崎県立大学 准教授 小原 篤次

初めて担当したゼミの学生は思い出深い。初年次教育では、「様」「先生」で始まる電子メールのマナーを教えている。他方、彼女・彼らは敬称不要なLINEのようなSNSを連絡ツールに使う。思い出深い学年も今年で28歳。SNS「指導教員」から対面で婚約報告があり、同級生の近況を尋ねた。「最近、年の差交際が流行っている」と彼女たちのSNS投稿を見せられた。2年ほど前の話だった。

2017年、民放と大手通信会社が運営する動画配信サービスとの共同制作ドラマ「パパ活」が放映された。大手新聞の番組紹介では 肉体関係のない“援助交際”を描いたとある。設定は大学講師と大学生。2018年に、日本語では『パパ活の社会学』、英文では『Sugar Daddy Capitalism: The Dark Side of the New Economy』が刊行されている。和訳すれば、「パパ活キャピタリズム:ニューエコノミーの闇」となる。サッチャーやレーガンの市場経済化や、労働市場の流動化の脈絡で、パパ活サイトの起業家が登場する。労働者を3分類し、タクシーや出前配信アプリのウーバーを例示してフリーランスが増えていると指摘している。パパ活女性もフリーランスだ。

邦語では「千葉大学大学院人文公共学府研究プロジェクト報告書」において、晩婚化で独身期間がのびて、パパ活を「職業としての恋愛」と考察可能という。今後、インタビューを実施して、性役割規範を調査するという。なお、2021年2月に開設したTwitterアカウントでは、論文著者名と同姓同名で「(ジェンダー／社会学)博士課程。自由で多様性のある寛容な世界を愛しています。最近の関心は『パパ活』前職はサイバーセキュリティエンジニア」と記され、Instagramには、ゴルフなどキラキラした写真が投稿されている。

スマートフォンが常時、携行される。山手線車内で、ものすごい速度で、SNSやアプリを次々に、閲覧・返信する姿を見かけない日はない。カップルで旅行してもスマホを手放せないでいる。IT企業は、若者同士、離婚経験者同士、さらに、世代や婚姻状況を超える出会い市場を提供することで利益をあげる。通勤・通学、就寝前などすき間時間を利用した副業やアルバイト探しの感覚とされる。デジタル世代にとって「日常」である。背景には、デジタル経済のほか、様々な格差が横たわる。関連性が高いのは男女および東京と地方の格差だ。団塊の世代の定年で男性の給与水準は下がったものの、非正規雇用の割合が高い女性よりは随分高い。対して、女性の高所得者は増加傾向にあるものの、高所得者に占める男性比率は圧倒的に高い。男性の資産家が不動産所有者からベンチャー企業の創業者や仮想通貨投資家になり、20代、30代と若がえった。

さらに、大学生の2人に1人は奨学金を借りる。毎月10万円なら4年間で500万円近い負債額だ。卒業後、3分の1は非正規者。正社員もバブル崩壊後、社宅や家賃の大半を賄う福利厚生は削減された。地方出身者で低賃金の10代・20代の女性はあこがれの東京で、外食する経済的余裕などない。家賃が高い東京でシェアハウスも珍しくない。新型コロナウイルス感染拡大下で、副業にしやすい遊興・飲食業での雇用機会も激減した。人間関係の市場化が加速している。



CONTENTS **Page**

■特集：2021春闘 成果と今後の課題（前編）

グローバリズムを点検する (2)
 第18回：コロナで加速する人間関係の市場化
 小原 篤次

地球儀 (3)
 警戒される中国の「南シナ海」における行動
 板東 慧

特集：2021春闘 成果と今後の課題（前編） (4)
 2年目のコロナ禍春闘をふりかえる (5)
 高木 郁朗

特別寄稿 (11)
 中国の介護保険パイロット事業の課題
 楊 慧敏

論壇ナビ2021 (19)
 第7回：ワクチン接種をめぐって
 松浦 司

リサーチファイル (20)
 三島由紀夫が書かなかった「近江絹糸争議」の謎に迫る
 第17回：谷佳代子インタビューを巡って(2)
 本田 一成

紹介と批評 (23)
 『協働モデル—制度的支援の「狭間」を埋める新たな支援戦略』
 朱 珉

主要経済労働統計 (25)

Project News (26)

警戒される中国の「南シナ海」における行動

中国の最近の動向について、様々な情報は流れるが、実際は中国がどこに向かおうとしているのか、何を狙っているのかはよくわからない。噂の域を出ない情報ばかりが流れていて、何が真実であるのかが明らかではない。そこで様々な憶測や余談がさまよっている感がある。

しかし、中国の動きが国際的に気になることは間違いない。それは、中国が外交上何を狙おうとしているかが鮮明でないことから来ているし、中国の実際の行動について自らが明らかにしていない要素が気にかかるからであるし、中国の国際的な動きに説明のつきにくい部分が多いからでもある。特にその大きな要素はインド洋・南シナ海から台湾周辺にかかわる中国の軍事的行動を含む動向である。中国自身は一応外部への説明的な表現はされているが、それと実際行動の差異が他国からすると納得できない「気になる」要素が多いということであろう。

中国の発言では「海のシルクロード」開発の一種のように扱われているが、実際はそうではなく、軍事的な実効支配が強化されている現実がある。ASEAN諸国も緊張を高めており、実際に次のような事態が進行しつつある。例えば、英国海軍クイーンエリザベスを中核とする空母打撃群が5月本国を出発し、7月中旬にインド洋に到着し、インド海軍などと共同訓練を実施し、その後南シナ海を航行した後、8月に台湾の南ルソン海峡を経て、フィリピン海に入る。他方、フィリピン海では、米・日・オーストラリア・仏・韓国・ニュージーランドが空・海軍の大規模合同演習を実施し、フランスは5月末にフリゲート艦を南シナ海に派遣し、年初に既に派遣している攻撃型原子力潜水艦と合同し、さらに仏空軍戦闘機・輸送機が同月内にオーストラリアからインド洋に至る空域で大規模な演習を実施した。また、ドイツは8月に230人を乗せたフリゲート艦「バイエルン」を独西部からインド太平洋地域に向かわせ、南シナ海に入る。英仏は、日米と共に中国の南シナ海に関する主張と活動を国連海洋法違反と指摘しており、警戒している。この問題は今後も引き続き重要課題となろう。（会長・板東 慧）

特 集

2021春闘 成果と今後の課題（前編）

本誌では、「春闘の成果と今後の課題」を毎年定例的に特集している。特集は本号および次号（9月号）の2号で構成しており、本号はその前編である。

2021春闘における連合の方針では、冒頭で「意義と目的」が示され、1.日本の抱える構造課題とコロナ禍によって明らかとなった社会の脆弱さを克服し、将来世代に希望が繋がる持続可能な社会を実現すること、2.感染症対策と「経済の自律的成長」を両立していくためには、雇用の確保を大前提に、労働条件の改善による消費の喚起・拡大が不可欠であること、3.誰もが安心・安全に働くことのできる環境整備と分配構造の転換につながり得る賃上げに取り組み、「感染症対策と経済の自律的成長」の両立と「社会の持続性」の実現をめざそう!の3点が掲げられている（詳細は本誌2月号の連合・相原事務局長のインタビューを参照いただきたい）。

具体的な項目を確認すると、月例賃金は、「定期昇給相当（賃金カーブ維持相当）分（2%）の確保を大前提に、産業の『底支え』『格差是正』に寄与する『賃金水準追求』の取り組みを強化しつつ、それぞれの産業における最大限の『底上げ』に取り組みむことで、2%程度の賃上げを実現し、感染症対策と経済の自律的成長の両立をめざす。」としている。このほか、「『すべての労働者の立場にたった働き方』の見直し」を掲げ、長時間労働の是正、すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み、職場における均等待遇の取り組みなどが挙げられている。連合 総合政策推進局長 富田珠代氏には、「2021春季生活闘争まとめ」を踏まえ、闘争の評価と課題について、次号で寄稿いただく。

各産別組織においても、コロナ禍の厳しい状況にあっても、これまでの賃上げの流れを止めることなく、各組織で力強い闘争が展開された。有期雇用者や非正規労働者の労働条件の改善の前進、総合的な労働条件の改善など、今年も注目される成果がみられた。賃金以外の観点では、テレワークに関する環境・ルールの整備や、高齢者雇用関連（定年延長等）の議論が進んだことなどが、今年の春闘の特徴と言えるだろう。産別組織へのインタビューは、編集の都合上、次号での掲載を予定している。今年も、UAゼンセン、電機連合、JAM、基幹労連、生保労連、情報労連、フード連合、サービス連合（略称、組織規模順）にご協力いただいた。なお、自動車総連については大会後の取材を予定している。インタビューでは、コロナ禍だからこそ春闘に取り組む意義や、労働運動や組合活動の重要性についても聞いているので、あわせてぜひお読みいただきたい。

本誌では、日本女子大学名誉教授 高木郁朗氏による論文「2年目のコロナ禍春闘をふりかえる」を掲載する。本稿によれば、労使政で賃上げとそれによる消費需要の増加なしには経済成長がありえないという見解が一致していたとする。さらに、この点の検討のため、昨年の春闘結果を前提として、家計調査によって家計の変化を確認している。

本特集にあたって、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

本誌では、特別寄稿として、楊 慧敏氏（同志社大学大学院社会福祉学専攻 博士後期課程）による論文「中国の介護保険パイロット事業の課題」を掲載している。前号の特集「コロナ禍における介護労働」とあわせてお読みいただきたい。

2年目のコロナ禍春闘をふりかえる

日本女子大学 名誉教授 高木 郁朗

1. 賃上げのモメンタム・・・労使政の意見の一致

2021年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる骨太方針)には「賃上げを通じた経済の底上げ」とする1項目がある。このなかでは、「賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置」といった形容句はついているものの、「賃上げの流れの継続に取り組む」ことが明記された。

続けて、同方針は、コロナ禍のもとでの格差拡大にふれ、より早期に地域最低賃金の加重平均を1000円にすることを目指す、としている。

2021年1月19日に発表された経団連の経営労働政策特別委員会報告は、あいかわらず、業種横並びや各社一律賃上げは現実的でないとしつつ、一方では「賃上げのモメンタム」は維持すべきだ、とする考え方を示していた。ここでのモメンタムとは、「勢い」といった意味であろう。1月27日、経団連と総評の懇談会に病気のためオンラインで参加した経団連中西宏明会長(当時)は、「日本の賃金はOECDのなかでも下位になっており、危機感をもっている」として、各企業に最大限の配慮を求めた。

むろん、春季生活闘争の組織者としての連合は、コロナ禍であっても、賃上げが経済成長に不可欠であるとし、「雇用も賃金も」の立場を明確にして、定期昇給分のう上に旧来のベースアップにあ

たる賃上げ分2%を加えて4%の引き上げを要求していた。

興味深いのは、経済界に対してオピニオンリーダー役を演ずることの多い『日本経済新聞』の論調である。同紙は、2021年春闘の集中回答日の直後の3月18日の社説で、「生産性高める改革で賃金上昇に道筋を」と題して、この年の賃上げが低調であるとして、賃金の伸び悩みが消費を削減し、「デフレに後もどりする懸念も強まる」と警告を発している。同社説は、100兆円にのぼる上場企業の手元資金を活用して、成長力の衰えた分野から生産性の高い新事業の展開とそこへの労働の移動をスムーズにおこなうことを提唱している。同紙は、それ以降も「視点」などのかたちで、「成長に賃上げが最善な理由」(4月2日、デービッド・アトキンソン)、「まずは4%賃上げなどで経済活性化急げ」(5月17日、ジョセフ・ギャノンピーターソン)といった主張を掲載した。最低賃金の引き上げについてアトキンソンは、個人消費を喚起し、循環的に企業をも潤す「最善の政策」と述べている。

ここには、2021春闘をめぐって、少なくとも連合というかたちでの「労」、カッコ付きではなるが、中西見解に示される「使」、骨太方針における「政」の3者、それにマスメディアを加えての4者のあいだで、一致点があった。すなわち、現状はコロナ禍で経済情勢も大きく影響されているが、マクロ経済

上のより構造的な問題は、本格的な成長軌道にのせることであり、そのためには、需要不足を解消するための賃上げが不可欠である、という認識であった。要するに一致点は、「賃上げのモメンタム」を維持し、ただ勢いだけでなく、現実化していくべ

きだ、というものであった。労働組合が春闘の主役であるとするれば、使と政、それにマスメディアは、少なくとも客観的には労働組合に「がんばれ」という声援をとばしたことになる。

2. 結果は期待に及ばず

実際はどうか。7月5日に公表された連合の2021春季生活闘争第7回(最終)集計のなかの平均賃金方式の部分を見ると、要求の平均は7797円(2.74%)であるのに対して、回答の平均は5180円(1.78%)であった。この数値は2020年と比較して額で326円、率で0.12%ポイント少なくなっている。しかし、この集計に先立って6月17日に行なわれた中央闘争委員会のなかでは、「妥結内容が確認できる2,460組合のうち48.1%が賃金改善分を獲得、98.4%が定昇相当分を確保しており、賃上げの流れは継続している」ことが確認された。集中回答日のあと、一部に比較的高いベースアップや一時金を回答した企業があることを踏まえて、経団連の中西会長(当時)は、「賃金引上げのモメンタムを維持して経済の好循環に貢献すると企業の経営者のメッセージ」とのコメントをだしている。結果についても、連合と経団連のあいだでは、基本的な一致がみられるとあってよい。

内容に立ち入ってみると、300人以上と未満では、妥結額率は5321円、1.79%と4288円、1.73%で、額・率ともに300人以上の方が高い。前年からの減少額・率は300人未満の方が少ないが、前年と比較していえば、大小の企業間の賃金格差はさらに開いたことになる。また、集計を産業別にみると、率でもっとも高かったのは商業・流通の2.06%で、額でも前年同様5837円と製造業の5674円を上回った。逆にもっとも低かったのは、サービス・ホテルで、額で3648円、率で1.27%だった。300人未満の中小企業で額・率ともにもっとも低かったのは、交通運輸で2013円、0.97%だった。

産業間のこうした格差には、ある程度コロナ禍

が影響しているのは間違いがない。一般化していえば、観光、鉄道、航空、飲食などの産業はコロナで大打撃をうけて、賃上げの要求すらできなかったところが多かった。最終的には賃上げゼロとなった私鉄総連はその典型である。この意味で、コロナ禍は、相対的に高い賃上げを確保した産業と、ほとんど賃上げなしの産業とのあいだで二極化をもたらしたと考えられる。おなじ製造業のなかでも二極化した。電機や自動車では相対的に高い賃上げを確保したが、造船・重機の組合は賃上げの要求そのものを見送った。

ここで、ある程度といったのは、おなじ産業の大手企業でも、企業間格差が開く例は少なくなかったからである。たとえば、電機連合の大手13組合は、2000円の統一要求をおこない、最終的には1000円以上の歯止め基準を決め、実際にすべての大手組合はこの基準をクリアしたが、日立製作所の1200円など、基準を上回る回答を示した企業もあった。これは、それぞれの企業の業績を反映したドリフト分と想定してよい。

このような内容をはらんだ結末を迎えた2021春闘であるが、問題は果たして「賃上げのモメンタム」を確保したといえるかどうか、という論点である。想起してほしいのは、労使政、それにマスメディアが「賃上げのモメンタム」に固執したのは、今や、賃上げとそれによる消費需要の増加なしには、経済成長がありえない、という判断に基づいていたことである。この点を検討するために、昨年春闘の結果を前提として、家計調査によって、家計の変化をみてみよう。

3. 家計への影響

二人以上の世帯のうち勤労者世帯でみると、2020年には実収入は前年比4.0%の増加となった。実質実収入で勤労者家計(2人以上世帯)家計がプラスを示したのは過去10年のうち2012年(1.1%)、2016年(0.4%)、2017年(0.7%)、2019年(0.4%)、それに2020年の5回で、2020年の4%はとびぬけて高い。

しかし、この数値は、連合の集計で1.90%、厚生労働省集計で2.00%の2020春闘における定期昇給込みの賃上げが反映したわけではなかった。勤め先収入のうち世帯主収入は1.5%の減少(定期収入で0.8%、一時金などで4.1%それぞれのマイナス)となっている。これは、組合員ベースでは3~4%程度の賃上げがないと勤労者全体には賃金上昇がいきわたらないことになる。

2020年に、勤労者世帯の実収入を押しあげたのは、コロナに際して政府が支給した1人10万円の給付金(3人世帯なら30万円、月額2.5万円)と7.6%の上昇をみた世帯主の配偶者の収入であった。今回のコロナでは、失業の対象となったのは男性よりも女性の方が多いとされるが、家計調査レベルでは世帯の有業人員が0.02人増加している。この増加とこのような配偶者および他の家族員の収入の増大が、家計全体の収入増に貢献したことになる。つまりは、2%を超える春闘での賃上げは、勤労者全体には行き渡っていない状況を示している。

かつての、とくに1960年代後半以降の春闘は、パターンセッターにはじまり、労働委員会や人事院などの調停・勧告をあいだにはさみながら、公益産業、公務員、中小企業の組織労働者に広がった。最後は、地域最低賃金の改定をあいだにはさみつつ、労働力不足の条件もあって、翌年4月までには、このプロセスでだんだんに上昇率は低下していくものの、未組織労働者全体の賃金引き上げに浸透していくという構造をもっていた。とにかく賃上げは、なんらかのかたちで労働者全体に波及して

いった。

家計調査の世帯主の勤め先収入の動向をみるかぎり、このようなトリックルダウン型の賃上げの浸透は、未組織労働者を含めるものとしては、少なくとも全面的には、実現していない。とくに2020年にかんじていえば、地域最低賃金の目安がわずか1円だったことを含めて、社会システムとしての賃上げ機能は作動しなかった。賃上げの浸透は、強いていって、ごく限定的にしか発生しなかったことになる。

家計調査にかんじてはもう1つ指摘しておくべきことがある。たしかに勤労者家計の実収入は実質4%という高い増加を示したが、それによって、消費需要が増加したか、どうかである。答えは「ノー」である。勤労者家計では、名目・実質ともに、消費支出は5.6%の減少であった。その結果、2000年平均では、消費性向が前年より6.6ポイントと大きく低下して61.3となった。ここには、むろん、旅行にいけないなどの事態を含め、コロナが大きく影響しているが、それにとどまらず、将来に備えての貯蓄の増大などもあり、また翌年以降の実収入の増加が期待できないかもしれない、といった心理が働いた可能性がある。

いずれにしても、2020年の家計調査でみるかぎり、春闘による賃上げが、定期昇給込み2%程度の賃上げでは、消費需要の拡大を通ずる経済成長に貢献することにはなっていない。その意味では、2021春闘の結果について、2020年の賃上げ率よりも低いにもかかわらず、「モメンタム」を維持できた、とする総括には、そのモメンタムが経済成長にかかわるかぎり、理解不能、あるいは証明不能だといわなければならない。ミクロの企業レベルでは、それなりの努力が行なわれたことはたしかであるとしても、マクロには労使政、マスメディアの4者がすくなくとも潜在的に、期待したほどの頑張りを労組が実行したとはいえないことになる。

4. トリックルダウンとボトムアップ

しかし、むろん、今春闘にみるべきものがなかった、というわけではない。今後の春闘のあり方を検討するうえで重要な問題提起をおこなっている活動がいくつもあった。

そうじていえば、すでにみたようにパターンセッターができるだけ高い賃上げをかちとり、その賃上げが、少しずつ削られていくが、あいだに労働委員会や人事院勧告をはさみつつ、未組織の中小企業にまでしみとおっていくという、いわばトリックルダウン方式をとってきたのが春闘における賃上げだった。しかし、この方式は3年まえにトヨタ労使が春闘におけるパターンセッターの地位を放棄して以来、全体的には、崩壊した。現在の日本において、トヨタに変わってパターンセッターを演ずる企業・労働組合はないからである。結果として、本音で賃上げを求める産別や企業別組合は、自力で、別の方法を模索する必要がでてきた。実際には、トヨタのパターンセッター役の放棄以前から模索されていたが、その手法にあらためて光があてられたことになる。

その1つは、JAMにみられる。JAMの中小労組は、とくに集計の初期のうちには比較的高い賃上げを確保したが、これについて、安河内会長は、先行する大手・中堅組合の健闘がいい影響を与えたとのべている。これは、いってみれば、ただ1つのパターンセッターに依拠するのではなく、それぞれの条件においてパターンセッターを準備し、その成果を活用するという試みだったといえよう。JAMの場合、賃金構造維持分(ほぼ定期昇給分)が明示されている組合では、賃金改善分の平均は1306円だったが、300人未満では1358円と全体平均を上回った。これは、複数のパターンセッターの存在のもとでの中小企業労組の奮闘を示すものとみてよい。

またJAMの資料によると、結果としての賃上げ獲得額にはかなり大きな格差がみられる。これにはさまざまな要素が反映しているが、要素の1つに、

その地域におけるパターンセッターの存在の有無が影響している可能性がある。JAMはまた格差解消の観点から30歳と35歳で個別賃金要求を重視している。その金額は、すてに一部で到達しており、非現実的なものではない水準に設定されているから、到達目標としての意義をもつ。JAMのこのような事例は、いぜんとしてトリックルダウン効果は、否定すべきものではなく、さまざまなかたちで、多様なパターンセッターを配置し、そこへの到達をめざすという手法は、かたちを変えて生きていくべきではないか。

春闘がはじまる以前に、筆者は、コロナ禍でエッセンシャルワーカーとよばれる医療労働者を軸に、従来の場合パターンバーゲンにかわり、ナショナルセンターを軸とする賃金引き上げ闘争を展開したらどうか、と提案したことがあるが、残念ながら反響を呼ばなかった。しかし、どの分野を軸とするかは別にして、中軸的な賃上げグループをたてて、賃上げの実現をめざすという方法はなお生きていることはJAMの事例から立証される。

すでにみた電機連合の大手組合の賃上げの下限設定は、トリックルダウンとは逆のボトムアップの工夫である。ただしこのケースでは大手企業に限定されている。また、ここで発生するドリフトについては、ミニマム基準をクリアする以上、ある程度積極的に容認すべきものであろう。

逆に、今春闘では、産別レベルでのミニマム基準を緩和する動きもみられた。UAゼンセンは、賃金闘争にあたって「すべての加盟組合は賃金体系維持分に加えなんらかの賃金改善に取り組み、格差是正分として2%までの幅を目標に賃金を引き上げる」との方針を決めた。UAゼンセンの前身である全織同盟はもっとも産別規制の強かったことで有名であるが、ここでは要求段階から産別規制を緩和する方向が示されている。UAゼンセン本部の説明のなかでは、コロナ禍進展のなかで、業種ごとの格差が深まり、強力な規制力でしげると、か

えって闘争参加組合を減らすことになるから、柔軟な要求方針方式とした、ということである。

このことは、ミニマムを確保したうえで、ドリフトを狙うという意味でのボトムアップ戦術をとる場合にも、どのような企業労使を1つのグループとして設定するかという論点を示していることになる。

2021春闘のなかで展開されたボトムアップ戦術のなかで、もう1つ注目すべきは、企業内最低賃金の協定化である。連合のまとめによれば、企業内の非正規労働者をも対象としていると想定されるケースで、1時間単位の時給での最低賃金を要求している組合数は約250組合であり、要求額は864～1040円、回答額は830～900円となっている。

より詳しい情報が得られるJAMのケースで見ると、全体の組合数1521組合のうち、すでに協約をもっている組合が254、新規に要求を提出している組合が43、あわせると約20%の企業の労使で企業内最低賃金協定を締結している。1～299人規模で要求額が1012円、回答額で1005円、1000～2999人規模で要求額1041円、回答額で1022円となっている。

協定を締結している組合の数からみても、全面化、本格化しているとはまではいえないが、従来のはことなるトリックルダウン型とともに、ボトムアップ型の新しい春闘のあり方を模索する例として重視する必要がある。

5. 地域別最低賃金

本格的なボトムアップ型は、未組織の非正規労働者を含めたすべての労働者を含む法的な最低賃金、日本の現状では、地域最低賃金を引き上げることである。さきにみた家計調査

における家計の収入構造からみても、非正規労働者の賃金を引き上げることは、かつここでは詳論しないが、雇用調整助成金など休業時の所得保障を確立することは、定期昇給程度の賃上げよりも、家計レベルでの所得の増大に貢献し、結果的に消費の増大をつうじて経済成長にも貢献するという、最初に述べた労使政・マスメディアの基本的な一致点とも合致する。

政府の骨太方針は「賃上げを通じた経済の底上げ」の項目のなかで、「最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」としている。

1000円という数値は、たとえば、アメリカでバイデン大統領が連邦最低賃金を15ドルにするとい

う提案をおこなっているように、国際水準からみれば、依然として低い水準にとどまっている。しかも、日本では全国最低賃金ではなく、かりに加重平均1000円になったとしてもなお800円台の最低賃金が残る可能性がある。しかしともかく時給1000円の最低賃金を早急を実現すれば、それをボトムとする新しい賃上げのあり方を、労働組合は春闘において確立しなければならない。

7月14日、中央最低賃金審議会の小委員会は、全国平均で28円の地域別最低賃金の引き上げの目安を決めた。28円という数値は地域のランクにはかかわりなく、目安として一律の数値として示されたのも今年の特徴である。まだ、この目安のもとで都道府県の最賃審議会ですべての上積みをはかることになるだろうが、とりあえずは、全国平均では930円の最低賃金の実現する。

引き上げ額28円をこの数値を率に直すと3%という数字になる。単年度では、春闘で労使が妥結した1.7%程度の上昇よりもはるかに高い。ただ、昨年を目安が結局1円にとどまったことを考慮すると、2年間の合計ではほぼ同じ水準という理解になるのだろうか。いずれにしても、政府としては、早

期に地域最賃の加重平均を1000円とする、といういわば公約の布石を敷いた、とする根拠として活用する可能性がある。

現行の地域最賃では、一方では、東京や神奈川のように時間あたり1010円を超えているところがある一方、東北や九州などDランク地域で、700円台の県もある。これらの県では、目安通りに引き上げられた場合の引き上げ率は4%に接近する。これは、事業者にとっては大きな負担であるが、引き上げを回避あるいは削減するというのではなく、当分のあいだ、困窮する事業所への支援制度の確立が必要となる。これは、春闘後の地方労働運動の新しい任務をも示唆していることになろう。

ここでは次のようなことをいいたかったことを確認しておきたい。賃上げは、個々の労働者や労働者家計にとって不可欠のものであるが、いまやそれ

を超えて日本の経済成長に不可欠の要素となっており、この点は、労使政の3者は、マクロの立場としては一致している。しかし、春闘のかたちで、労使交渉が始まるや、とくに今年はコロナ禍の影響もあって、ミクロの視点が前面にでて、賃上げ自身では、家計消費の増大、したがって経済成長というマクロの要請をみたすことができなかった。このため、地域最賃の引き上げについても、結果の善悪を問わず、官主導のものとなってしまった。

こうした動向から脱却するための労働組合側の試みはいくつも見受けられる。パターンセッターの複数化、ボトムアップ型への転換などはそれである。ナショナルセンターや産別指導部が現在春闘に求められているマクロの要請を改めて再確認し、惰性を排して思い切った革新的なプログラムを提示することを期待したい。



中国の介護保険パイロット事業の課題

同志社大学大学院社会福祉学専攻 博士後期課程 楊 慧敏

はじめに

本稿では、中国において介護保険パイロット事業を展開している15地域の介護保険の課題の検討を通して、中国の今後の介護保障の方向性を論じる。

高齢化問題が深刻化する中、中国人力資源・社会保障部(日本の厚生労働省に相当する部署)は、2016年6月に、「介護保険パイロット事業の展開に関する指導意見(以下、意見)」を公布した。「意見」では、15の指定地域への事業の展開および、それを踏まえて中国の国情に適応できる介護保険制度の枠組みの明確化が明記されている。それに加えて、事業の介護保険制度の大まかな内容を提示したとはいえ、具体的にどのような介護保険を施行するかについては各地方政府の裁量に任せている¹。15地域の人口規模や経済発展等に格差がある中、各地方政府が制定した介護保険は多様性をもつものである(李・厲・岳2018)。

全15地域は2017年末までに各自の介護保険制度を制定ないし改革し、現在運営を続けている。このような背景の下で、介護保険パイロット事業の展開をめぐる議論がヒートアップし、中には、特定地域または15の一部地域の介護保険の制度設計や課題への検討を通して中国の介護保険のあり方を示唆する研究が数多くなされてきた(鄧・鄧2017; 蔣2018; 劉・王2020等)。しかし、15地域の介護保険制度が多様性に富む中、一部の地域だけに焦点を当てた検討から導き出された中国全体への示唆の妥当性に疑問が残る。

以上の問題意識を背景として本稿では、介護保険パイロット事業を展開する15地域の介護保険の制度枠組みを概観した上で、それらの制度に残されている課題を浮き彫りにする²。それを踏まえて最後に、これから介護保険制度を導入しようとしている中国の方向性を提示する。

1. 多様性に富む15地域の介護保険制度

介護保険パイロット事業の課題を分析するためには、15の指定地域がどのような制度を施行しているかを明確にする必要がある。そのため、以下では15地域の介護保険に関する政策に基づいて、介護保険制度の重要要素である、①被保険者、②財政、③介護給付の3つから15地域の制度設計を簡潔にまとめた上で、大きな傾向を明確にしていく。その前に、15地域の介護保険者は各地域

の市レベル(石河子市の場合、県レベル)の地方政府であることを追記しておく。

①被保険者について、寧波市や広州市等の6地域は都市従業員医療保険の加入者ないし一部地区の者のみを保障しており、他の9地域が住民基本医療保険の被保険者またはそのうちの都市住民、18歳ないし60歳以上の者にまで拡大したことが表1からわかる³。

表1 15地域の介護保険制度の概要

地域	被保険者	財政				介護給付					
		財源	介護保険料			給付対象者	要介護認定		給付方式	給付程度	
			一人あたりの年間保険料	拠出別構成比(年間保険料を100%とみなす)	事業主		基準 (測定項目)	要介護段階		施設	在宅
上海市	全市の都市従業員 60歳以上(60歳含む)の 住民	介護保険料	医療保険料の支払基数の1% 都市従業員の医療保険料の支払基数の0.3%より 低い基準	100%	被保険者	2-6級(軽・中・重 度)に相当する)	上海市高齢介護サービス管理師会理 (特定疾病、ADL、IADL、認知能力)	1-6級の6段階	現金	85%	在宅
南通市 (江蘇省)	全市の都市従業員 住民	介護保険料 宝くじ公益金 寄付金	市住民の前年度平均処分所得の0.3% (暫定100元)	30%	40%	中・重 度認知症	BF指数(注2)	中・重度の2段階	現物・現金	中度(日):40元 重度(日):50元 中度認知症(日):50元	(月):500元・480元・ 470元・390元+現金給付 (重度(日):15元 中度(日):8元)
蘇州市 (江蘇省)	全市の都市従業員 住民	介護保険料	60元 30元	100%	-	中・重 度	蘇州市長 期介護保険失能等級評価基準 (ADL、認知能力、認知能力、特別措置(失能認定 皮膚炎、褥瘡))	中・重度の2段階	現物	中度(日):25元 重度(日):30元	中度(月):26時間 重度(月):30時間
寧波市 (浙江省)	市本級、海曙区、江北 区、鄞州区の都市従業員	4,000万元(注4)	-	-	-	重度	BF指数	重度のみ	現物	(日):40元	-
成都市 (四川省)	全市の都市従業員	介護保険料 寄付金	医療保険料の支払基数の0.3%・0.5%(年 齢によって異なる)	100%	-	重度 重度認知症	成都市大失能総合評価技術規範 (ADL、認知能力、認知能力)	軽・中・重度(1- 3)の5段階	現物・現金	都市従業員(月): 1級:1,077元;2級:1,437元;3級:1,796元 住民(月): 1級:545元;2級:722元;3級:903元	指定事業者:70%(上限は750元/月) 指定外事業者(日):25元
石河子市 (新疆省)	都市従業員 本地の戸籍をもつ住民	介護保険料 宝くじ公益金 寄付金	180元 24元	100%	-	重度	BF指数	重度のみ	現物・現金	指定事業者:70%(上限は750元/月) 指定外事業者(日):25元	
青島市 (山東省)	全市の都市従業員 住民	介護保険料 寄付金	医療保険料の支払基数の70.5%+医療保 険料個人の支払基数の0.2%+30元 前年度の住民医療保険料総額の10%	90%	-	2-5級(中・重 度)に 相当する) 重度認知症	青島市長 期照應ニーズレベル評価 (ADL、認知能力、認知能力、社会参加)	1-5級の5段階	現物	90%	3級(週):3時間 4級(週):5時間 5級(週):7時間
重慶市	巴南区、大渡口区、墊江 県、石柱県の都市従業員	介護保険料 寄付金	150元	100%	-	重度	BF指数	重度のみ	現物・現金	(日):50元/ 現金給付(日):30-40元	
チチハル市 (黒竜江省)	本市級、深化市、讷河市 の都市従業員	介護保険料 寄付金	100元	100%	-	重度	BF指数	重度のみ	現物	(日):25-30元の60-70%	
重慶市 (湖北省)	全市の都市従業員	介護保険料 寄付金	被保険者の前年度の平均給与総額の0.4%	50%	37.5%	重度	BF指数	重度のみ	現物・現金	(日):60-80元 現金給付(日):15元	
広州市 (広東省)	全市の都市従業員	介護保険料	130元	100%	-	重度 認知症	BF指数/専門病院/総合病院の認知症証明	重度のみ	現物	75%	
安慶市 (安徽省)	全市の都市従業員	介護保険料	40元	87.5%	-	重度	BF指数	重度のみ	現物・現金	(日):50-60元 現金給付(日):15元	
長春市 (吉林省)	全市の都市従業員 都市住民	介護保険料	医療保険料の支払基数の0.5% 30元	100%	-	中・重 度	BF指数/KPS(注5)(総合病院介護少額指簿意見)	中・重度の2段階	現物	都市従業員:90% 都市住民:80%	
上饒市 (江西省)	全市の都市従業員 住民	介護保険料 宝くじ公益金 寄付金	90元	95%	-	重度 認知症	上饒市長 期介護統一ニーズ評価 (年齢(0-高齢者)、特定疾病、ADL、IADL、認 知能力)	軽・中・重度の3 段階	現物・現金	(日):40元 現金給付(日):15元	
荆門市 (湖北省)	全市の都市従業員 住民	介護保険料 寄付金	90元	27%	40%	重度1級・2級・3級	荆門市介護保険失能認定基準 (ADL、認知能力、認知能力)	軽度・中度1-3 級・重度1-3級の 7段階	現物	70-75%	80%

注1: 現物給付については、介護保険制度内で介護サービスを提供できるのは各地方政府が定めた基準を満たし、指定を受けた事業者のみとなっている。ただし、石河子市の場合、指定外の事業者から介護サービスを受ける給付対象者にも給付を支給する。

注2: BI指数(Barthel Index)は、バーセルインデックス指数、日常生活動作における障害者や高齢者の機能的評価を数値化(10項目、100点)したものである。BI指数の点数が40点以下の者は重度要介護者(日本の要介護4、5)に相当する)、41点から50点までの者を中度要介護者として判定される。

注3: (日):1日;(週):1週;(月):1ヶ月を指す。

注4: 寧波市は、2017年9月に公表した政策において、試行段階において宝くじ公益金と寄付金を活用せず、かつ保険料を徴収せず、介護保険の起動基金として都市従業員医療保険の財政から2,000万元を調達し、今後は支出と給付の状況をみながら決定することを明記した。試行開始2年後の2020年に、医療保険の財政からさらに2,000万元を調達し、介護財政に充てている。

注5: KPS(Karnofsky Performance Status)は、カルノフスキー指数、患者の日常生活の活動能力を測る指数である。

出所:各地方政府が公表した介護政策より作成

②財政に関しては、まずは例外地域の寧波市(表1注4参照)を除いた14地域の財源は介護保険料・宝くじ公益金・寄付金の3つが挙げられている。ところが、14地域に共通し、かつ詳細が示されているのは、介護保険料のみである⁴。

次に、一人当たりの年間保険料をみると、医療保険料の支払基数(上海市・成都市・青島市・長春市)や可処分所得(南通市)および給与の基準(承德市)を用いて定比例保険料を規定する地域もあれば、24元から180元までの定額保険料を設ける地域もある。あわせて、(一部の)住民を保障している上海市・蘇州市・青島市・長春市は都市従業員と住民に異なる基準を設けている。青島市と長春市の両者間の保険料の算出方法が違うことからどちらの保険料が高いかが明確でないが、上海市と蘇州市の場合、住民より都市従業員の保険料が高く規定され、中でも蘇州市の都市従業員(60元/年)が住民(30元/年)の2倍となっていることは明らかである。

続いて、拠出別構成比を確認したところ、4つの拠出元がある中、およそ3割から10割に相当する保険料を医療財政から賄っている(石河子市の住民を除く)ことがわかった。具体的にみると、15地域の約3分の2にあたる9地域(上海市・蘇州市・重慶市等)の保険料の10割を医療財政から調達している。すなわち、被保険者は介護保険料を拠出しなくても給付対象者として認定された場合、介護給付を受給できる。他の6地域は医療財政を活用しながらも、被保険者から保険料を徴収し、地方財政を投入している。あわせて、上饒市の都市従業員の保険料は、医療財政を活用すると同時に、5%の保険料を事業主に負担させるという特徴がある。

③介護給付、表1に示した4項目について順を追って述べていく。

給付対象者：多くの地域は、重度の要介護者に限定している。寧波市をはじめとする7地域は重度要介護者、成都市・広州市・上饒市はそれに加えてで認知症者に給付を行っている。それに対して、上海市や南通市等の5地域は重度以外にも、軽度ないし中度要介護者を保障している。このような相違をもたらしたのは、制度を策定した行政

側の判断を除くと、用いられる要介護認定基準および要介護度段階の設定にあると考えられる。

要介護認定基準：9地域は申請者の身体能力しか測定できないBI指数を援用し、中でも南通市・長春市以外の7地域では要介護度が重度の一段階しか設けられていない⁵。一方で、上海市や蘇州市等の6地域は各自の要介護認定基準を設け、使用している。それらの基準には、ADL以外にも、申請者の疾病状況、認知能力、感知能力等の測定項目が盛り込まれている。その上、要介護度が多段階に区分されており、中でも荆門市の段階がもっとも多い七段階である。

給付方式：全地域が現物給付を採択している中、上海市をはじめとする8つの地域は現金給付の併給を行っている。ただ、その現金給付は在宅介護を受ける対象者に支給するものである⁶。これは、地方政府が在宅サービスの量的不足やそれによって生じるサービスへのアクセス難等の問題への対処法で、国の政策方針である「在宅介護を主とする」を考慮した結果である(董・李・張2019)。なお、現金給付の受給条件が規定されるケースがある。具体例を挙げると、重慶市において、介護講習を受けておらず、サービス機関での登録手続きを行わない介護者が在宅要介護者に介護を行う際、支給される現金給付は講習や登録を行なった者より10元/日少ない30元/日である。

給付程度：給付程度は地域によって、サービスや要介護度および被保険者の規定が異なっている。紙面の関係上詳細は述べないが、全体を俯瞰すると次のような大きな特徴をとらえることができる。

一つは、在宅より施設サービス、住民より都市従業員被保険者への給付程度が高いことである。例として、承德市の施設サービスへの1日あたりの給付額は、在宅サービスより10-20元高い60-80元であることを挙げる。続いて、成都市において、要介護度1級の都市従業員は住民(542元/月)のおよそ2倍に相当する1,077元/月を受給できる。ただ、施設より在宅サービスへの給付割合が約5-15%高い上海市・広州市・荆門市のような例外地域がある。

もう一つは、現金給付と現物給付を同時に支給する場合もあれば、二者択一の場合もある。補足すると、南通市と安慶市は在宅要介護者に訪問介護サービスを供給すると同時に、現金給付を支給している。それに対して、重慶市・承德市・上饒市は在宅要介護者に現物と現金のいずれかを支給するが、現金給付の給付額は現物給付より2割から7割低い。

総括すると、15地域の介護保険の制度設計に

相違があるものの、医療財政を活用しながら、都市従業員、とりわけ重度要介護者へ優先的に介護サービスを支給するという大まかな傾向がある。その代表地域として、チチハル市・広州市が挙げられる。それと同時に、上海市や南通市のような、都市従業員だけではなく、(一部)住民を保障範囲に包含し、要介護度の低い者にも介護サービスないし現金給付を支給している地域がある。

2. 制度設計からみた介護保険パイロット事業の課題

上で示したような相違のある15地域の介護保険制度の多くは、施行状況を鑑みながらすでに保障対象者の範囲拡大や給付程度の引き上げ等の制度改正が行われてきた。しかし、現行の介護保険について次のような3つの課題を指摘できる。

(1) 介護問題に対処していない

介護保険パイロット事業の展開から約5年が経過したとはいえ、多くの地域の介護保険制度の保障範囲は狭く、介護問題に対処していないのではないかという疑問が残る。

15地域のうち、医療保険に加入している都市従業員と住民、すなわちほぼすべての市民を保障している地域は、南通市・蘇州市・青島市・上饒市・荊門市の5つしかない。他の10地域は住民の一部を範囲に入れているものの、主に都市従業員、とりわけ重度要介護者を保障している。このようなパイロット事業の展開を通して導き出した介護保険の枠組みは、介護問題に対応でき、実施可能性のあるものではないと考えられる。その理由は次の通りである。

2019年度、都市従業員医療保険に加入している者は約3億人で、総人口(約14億人)の20%に過ぎない(中華人民共和国国家統計局2020)。加えて、介護に関する報告書によると、ADLが低下し、中度・重度の要介護者が高齢者全体の11.8%を占めている中、重度要介護者の割合はその三分の一に相当する4.8%である(中国保険業

界協会・中国社会科学院人口及び労働経済研究所2020:14)。

したがって、都市従業員のうち重度要介護者だけを保障する介護保険は、総人口のおよそ80%を占める住民と、高齢者の約7%を占める中度要介護者を除外するものとなる。しかし、少子高齢化の深刻化により従来の家族介護の綻びが生じている中、介護ニーズを抱える中度要介護者と、都市従業員に比較して収入と年金受給額が少なく、介護サービスへの購買力が低い住民は、介護保険に対する需要がより高いと推測できる。

(2) 医療財政活用の妥当性と持続性

介護財政は、介護保険制度を運営ないし継続的に運営するには欠かせない要素であるが、15地域の介護財政の持続性が懸念されている。

上でふれたように、15地域の介護保険料の3割から10割が医療財政から成り立っている(石河子市の住民を除く)。ところが、高齢化の深刻化や慢性疾病および介護保険制度の普及に伴い、医療財政は、増大していく見込みのある医療と介護の両方の支出を賄わないといけな。これは、医療財政に重い負担を負わせると同時に、医療財政の状況に左右されることから介護財政の安定性と持続性を担保できないとしばしば指摘される(鄧・鄧2017; 係・謝2018; 于・劉・楊2019等)。

しかし、この方式をとっている介護財政の安定性や持続性の前に、もっと根本的な問題が存在する。中国の社会保険法の第八章第六四条によ

ると、社会保険の各制度の財政の用途はその制度の支出に限ると明記されている。すなわち、医療財政を介護保険料の拠出元とすることは法律上認められておらず、妥当性を欠く方式である。なぜ、介護保険パイロット事業はその方式を容認(推奨)しているか。その理由は、中国の医療財政を活用することによりパイロット事業をより早く起動できることにあったと考えられる。より詳しく説明すると、介護保険パイロット事業は、2016年から2022年までの6年間という中長期的な展開を通して、中国の介護保険制度の枠組みの明確化を目的とするものである。この目的を達成するには、ほぼ皆保険を実現し、国全体および各省(市)の医療財政が黒字状態にある医療保険の活用が効率的であり、それにより早い段階で新たな制度である介護保険制度の構築や施行を図ることができる。

パイロット事業が終了しても、医療財政から介護保険料(の一部)を調達し続けるケースがあるかもしれない。だが、そのような資金調達ができなくなる際、いかにして介護財政を確保していくべきかを検討する必要がある。具体的にいうと、主な財源である介護保険料は、南通市のように、被保険者の保険料拠出責任を強調しながらも地方財政を投入するかまたは、石河子市の住民と同様に、保険料のすべてを被保険者による負担とするか、それとも、荊門市のように、事業主に一部を負担させるか。もしくは日本のように、介護財政(介護給付費)は被保険者が拠出する保険料と、国や都道府県および市町村の負担金(公費)で半分ずつ負担するという仕組みが考えられる。

いずれにせよ、介護財政は制度の構築と運営に不可欠なものであるが、15地域が採っている医療財政を介護保険料として活用する方式は、中国の社会保険法に即しておらず、かつ高齢化が進むにつれ、医療財政だけではなく介護財政の持続性が懸念される。

(3) 多様な介護ニーズに対応できない要介護認定基準

介護ニーズが多様化している中、15地域が用いている要介護認定基準であるBI指数および独自の基準は次のような課題を抱えている。

第一に、BI指数の測定範囲が狭く、かつ認定

結果は客観性を欠くという課題である。詳しく説明すると、BI指数は申請者のADLを測定するものとして汎用されているため、疾病や認知症への配慮ないし測定項目が含まれていない。ところが、中国において、高齢者の増加に伴い、慢性疾病や認知症を抱える者は増えつつある。中国の認知症患者数は世界一とされ、2010年には960万人、2020年には1,410万人、2030年には2,330万人にのぼるとされている(経済産業省2020:3)。あわせて、高齢者の75%は何らかの慢性疾病を抱えている(喬2018)。

加えて、BI指数の測定項目一つにつき、0-10点という幅広い点数となっており、認定結果は申請者またはその家族等の主観的叙述や認定員の主観的判断に影響され、客観性に欠ける(余2018:39)。さらに、要介護度は主にその点数が0-40点の重度一段階のみである。すなわち、その点数の区間の要介護者が受けられる給付は同じである。ところが、この給付は、より多くの身体介護が必要と思われる0点の要介護者にとって不十分であると同時に、40点の要介護者にとっては過剰な給付となる可能性がある。その結果、介護資源(財政や人材等)の有効利用率の低下または浪費をもたらしてしまう(崔2018:38)。

第二に、6地域の独自の要介護認定基準の中では、BI指数に含まれていない疾病や認知症への考慮を包含しているケースがあるものの、それらの詳細を追求すると下記のような課題を指摘できる。

まずは、特性疾病を測定項目に入れている上海市と上海市の基準を援用する上饒市については、特定疾病の点数をベースにして、ADLや認知能力およびIADLの点数を足して判定するものである(上海市高齢者介護ニーズ認定基準2.0版)ため、特定疾病を患う者の要介護度が高く判定される傾向にある。そのため、特定疾病を抱えていないまたは点数の低いADLやIADLの低下が著しい者、認知症者の介護度が比較的低く判定されてしまうという問題が生じうる。

あわせて、上饒市は上記の課題に加えて、基準の適切性に疑問が残っている。というのは、上饒市の介護保険制度の保障対象者は、0歳からであ

るが、上海市の要介護認定基準が60歳以上の者を想定して制定されたものである(潘2019:18)。要するに、認定基準と給付対象者の間の年齢の齟齬により、上饒市において60歳以下、特に疾病を抱えていない申請者の介護ニーズを正確に把握できない可能性がある。

次に、成都市の要介護認定基準の妥当性の検証は、施設入所者を対象としたものであるため、在宅要介護者の生活支援に関わるIADLの測定項目が盛り込まれていないことである。この点について、成都市と同じく在宅要介護者を保障するが、

IADLの測定項目不在の蘇州市・青島市・荆門市の3地域の課題ともいえよう。

まとめると、上海市や蘇州市等の6地域の独自の認定基準は、BI指数が測定できるADLに加えて、要介護者の疾病や認知症等への測定を行い、BI指数より優れている点を評価できる。一方で、それらの基準について、上海市・上饒市のように特定疾病への偏重や、成都市や蘇州市等の在宅要介護者の生活支援に関連するIADLの測定項目が設けられていないといった課題が残されている。

3. むすびにかえて

本稿は介護保険パイロット事業を展開している15地域の介護保険の制度設計を簡潔に示した上で、残されている課題の分析を行った。これまでの分析を踏まえて、中国介護保険制度構築や施行の方向性について次の5点の考察を加えておく。

1点目は、中国の介護保険制度は、すでに構築した医療や年金保険制度のような全国統一的な枠組みに収斂することが難しいことである。というのは、本稿の分析対象の15地域の中で介護保険制度の制度設計が完全に同じ地域はなかったためである。これは制度設定にあたって考慮された地域特性の格差の現れにほかならない。

加えて、「意見」では2020年までに中国の介護保険制度の枠組みを明確にするという目標を掲げたが、2020年にそれを達成できず、指定地域の拡大や事業の期間を2022年に延長したにとどまった。その背景には、多様性をもつ15地域の介護保険制度を一つに集約することが困難だったことがあるのではないかと考えられる。さらに、指定地域が拡大されたことから、中国政府は介護保険制度の構築や施行について各地方政府の判断に委ねていく方向にあると推測できるだろう。

2点目は、介護財政について、医療財政を活用するという方式から、保険方式にシフトすることである。医療財政を介護財政として活用することは、社会保険法に反し、医療と介護財政の安定、持

続的發展を阻んでしまう以外に、医療財政の豊かさに差異のある中国においてその方式を全土に推進することが困難であるという課題がある。15地域の例を挙げると、2016年度、上海市の医療財政収支規模は百億元単位で、約300億元の年度残額がある。それに対して、上饒市の収支規模は億元単位で、年度残額が上海市より3桁少ない8,000万元に過ぎない。2地域の人口規模に異なりがあるが、活用できる医療財政の多少に差があることは明白である。

また、中国政府は介護保険制度を、医療・年金・労災・生育・失業保険に続く6番目の社会保険として位置付けている。その場合、介護財政の財源として、介護保険料以外にも、公費負担や財政調整による他の資金が挙げられる(堤2018:56)。ただし、介護保険料の構成や徴収方法、どのレベルの政府がどのくらいの公費を負担するか等の詳細を厳密に検討していく必要がある。

3点目は、要介護者の介護ニーズを正確に測定できる全国統一的な要介護認定基準の制定が求められていることである。介護給付は測定された介護ニーズをベースにして給付対象者に支給するものである。要介護認定基準ないしその認定プロセスによる認定結果が要介護者の介護ニーズとの間にズレが生じる際、過剰または十分でない介護給付が行われてしまう。過剰な支給は介護財政の肥大化や赤字等をもたらす可能性がある

一方で、給付が十分でない場合、サービス利用の自己負担が大きいゆえに、給付対象者、とりわけ低所得者層はサービスの利用を控える可能性がある。

ところが、15地域が用いているBI指数ないし独自の認定基準もそれぞれ課題が抱えている。介護保険制度を導入する地域が増えている中、制度施行のより効率よく、スムーズな展開を図るには、要介護者のADLだけではなく、疾病や認知能力等の測定項目が含まれる統一の要介護認定基準が必要となってくる。

さらに、上述した制度設計と異なる視点である制度実施から2点の考察を述べる。

4点目は、現物給付を主な給付方式とする場合、介護給付を支給できる介護サービス供給体制を整備することである。家族介護が前提とされてきた中国において、少子高齢化の深刻化により社会サービスに対する需要が高まっている。ところが、現状として、要介護者の介護ニーズに対応できる介護サービスが少なく、そのサービスの提供者である介護人材とは需給間の乖離が1,000万人

にのぼると推測されている。したがって、中国は介護保険制度の導入や実施を実現させるため、介護ニーズに対応できるサービスの整備と介護人材の養成・確保が喫緊の課題である。

最後に、介護保険制度の制定や施行に、民間会社(保険会社、認定機関等)のノウハウを活用することである。福祉の市場化が展開されている中、15地域のうち、介護保険制度の運営を民間保険会社に委託している地域数は、13にのぼる。その背景には、民間保険会社が早くも2000年代はじめに介護保険商品の開発や販売を開始、関連するノウハウを蓄積してきたことがある。介護保険制度の普及に伴い、民間会社は重要な役割を担うことが期待される。

各地方政府によって施行されている介護保険制度には相違があり、まさに「百花斉放」状態である。このような状況の中、中国政府は、それらの地域の試みをどのように捉え、どのような介護保険制度を構築していくかを政府の動きを追って研究していきたい。

<参考文献>

日本語文献

経済産業省(2020)『平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業報告書2020』。

喬 躍山(2018)「中国のスマート健康養老産業の政策および発展傾向」(<https://www.meti.go.jp/press/2018/10/20181023010/20181023010-8.pdf>,2021.06.22)。

堤 修三(2018)「社会保険の政策原理—連帯と強制の間—」『長崎県立大学論集(経営学部・地域創造学部)』51(4),17-69。

中国語文献

崔 久平(2018)「長春市における介護保険制度の実施効果に関する研究」長春工業大学公共管理学院2018年度修士論文。

鄧 晶・鄧 文燕(2017)「介護保険の初回試行地域の財政構成比較分析」『中国衛生政策研究』10(8),13-17。

董 子越・李 穎・張 永傑(2019)「河北省承德市介護保険の政策分析と改善策」『動労保障世界』(09),43-44+50。

蔣 佳欣(2018)「わが国の介護保険制度の試行方式の探究」『社会福利(理論版)』(03),6-10+28。

- 李 强・厲 昌習・岳 書銘(2018)「介護保険の比較と思考—15の指定地域の比較分析に基づいて」『山東農業大学学报(社会科学版)』20(02),23—30.
- 劉 文・王 若穎(2020)「わが国の指定地域の介護保険財政の効率に関する研究—14の指定地域の実証分析に基づいて」『西北人口』41(05),29-45.
- 潘 丹丹(2019)「健康高齢化政策における介護保険制度の運営状況の分析」江西財經大学金融学院2019年度修士論文.
- 上海市高齢者介護ニーズ認定基準2.0版(<http://wsjkw.sh.gov.cn/gjhztgahz/20191220/4ee7499b3f2f4fa699a1b04880404d93.html>,2021.06.20)
- 孫 潔・謝 建朝(2018)「わが国の介護保険財政と社会保障政策的分析と政策示唆—15地域の制度比較に基づいて」『経済界』(04),54-63.
- 于 新亮・劉 慧敏・楊 文生(2019)「介護保険の医療費用に対する影響—青島市モデルの合成コントロールに基づいて」『保険研究』(02),114-127.
- 余 園園(2018)「安慶市介護保険制度の試行状況と対策に関する研究」安徽大学公共管理学科2018年度博士論文.
- 中国保険業界協会・中国社会科学院人口及び労働経済研究所(2020)「2018—2019中国介護調査報告」.
- 中国人民共和国社会保険法(http://www.gov.cn/flfg/2010-10/28/content_1732964.htm,2021.06.20).
- 中華人民共和国国家統計局(2020)『中国統計年鑑2020』中国統計出版社.

脚注

- 1 「意見」で示されている制度内容を簡約すると、既存の医療保険の保障範囲と財政を活用して、都市従業員を優先的に保障すると同時に、主に要介護度の重い者に、給付範囲内の7割前後の給付を支給するものである。
- 2 中国政府は2020年6月に、新たに14地域をパイロット地域として追加したが、制度の策定または施行に至っていない地域がある。そのような状況や紙面上の関係で、本稿は15地域を研究対象とすることを断っておく。
- 3 中国の公的医療保険制度は、本人の戸籍(都市戸籍・農村戸籍)や、就業の有無によって、大きく2つに分類される。都市で就労する会社員等の被用者は「都市従業員基本医療保険」に加入し、都市の非就労者や農村住民は「住民基本医療保険」に加入する。
- 4 南通市や成都市等の地域は宝くじ公益金や寄付金を財源としているが、その詳細が示されていないのがほとんどである。そのため、それらの財源が介護財政に占める割合を追求できない。
- 5 南通市と長春市はBI指数を使用しているが、その点数が41点から50点までの者を中度要介護者とする。
- 6 ただ、石河子市の場合、現金給付は施設サービスの利用者にも支給している。それは、給付対象者が指定外事業者から介護サービスを受ける際、25元／日の現金給付を受給できるというものである。

論壇ナビ 2021

第7回: ワクチン接種をめぐる

中央大学経済学部 准教授 松浦 司

現在、日本では当初の遅れを取り戻すべく、大規模ワクチンの接種が進んでいる。日本では伝統的にワクチンの副作用に対する懸念が強く、接種が進まないことも懸念されていた。しかしながら、自衛隊運営の大規模センターが始動すると、実際は混乱をきたすぐらいに予約が殺到した。ただし、徐々にペースを上げているものの、国民全体に行き渡するには相当の時間を要することが予想される。一方、ワクチンに対する懸念も根強く存在する。

ワクチンの安全性

大西淳子(医学ジャーナリスト)「**新型コロナワクチン、現時点での安全性を確認**」(『日経Gooday』2021年3月3日)は、米国でのワクチンによる有害事象をまとめたものを、米疾病管理予防センター(CDC)が紹介し、約1380万回の接種後に生じた有害事象の種類や頻度は、臨床試験で見られたものと同様であり、接種との因果関係を疑われる死亡例はないとする。一方、「**新型コロナワクチン接種直後に急死した日本人85人詳細データが公表**」(『NEWSポストセブン』2021年6月4日)は、ワクチンの効果で感染拡大が防いでいるデータがあり、副作用はごく一部であることを指摘しつつも、どんな薬にもリスクがあり、死亡者が出ている事実も指摘する。接種開始から約3か月強の5月21日までに85人が接種後に死亡しており、うち4人は因果関係があると報告されている。

ワクチンに対する恐怖

一方で、ワクチンに対する恐怖は根強く存在している。篠智広太・千葉雄登(BuzzFeed Japan記者)「**「世の中は狂ってる」ある看護師が“反ワクチン”の陰謀論に染まるまで**」(『BuzzFeed Japan』2021年6月7日)は、看

護師がデモに参加して「マスクはいらない!」と叫んでいる事例を紹介している。また、真鍋厚(評論家)「**ワクチン陰謀説を信じる人を強く煽る恐怖の正体**」(『東洋経済オンライン』2021年6月6日)は、Facebookなどでは、ワクチンで不妊症になるという偽情報が拡散した事例を紹介しつつ、反ワクチンの背景には新自由主義の価値観が浸透したことがもたらす「健康不安」があるとする。生存競争が激しくなる新自由主義のもとで、個人が孤立無援の状況に陥り、健康であることが唯一頼りになる身分証明書であるためだとする。

ワクチンを選ばない人への配慮

戸舘圭之(弁護士)「**今こそ再認識すべき「ワクチン望まぬ人」への配慮**」(『東洋経済オンライン』2021年6月7日)は、予防接種法上は、新型コロナウイルスワクチンの接種は「努力義務」とされており、接種が法律によって義務付けられているわけではないことを指摘する。さらに、今回の予防接種法改正時の国会の付帯決議でも、ワクチンを接種していない者に対する差別やいじめは許されないことを周知徹底するなど必要な対応を行うべきだとしており、予防接種をしていないことによる不利益な取り扱いには許されないとする。

まとめ

一般的に、感染症に対するワクチンは経済学的に考えると正の外部性が存在する。ワクチンを打つことで感染リスクを抑えることは、自分が感染しないだけでなく、周囲の感染リスクも減らす。言い換えると、ワクチン接種は本人だけでなく、周囲に対してもプラスの効果があると考えられる。そう考えると、ワクチンの強制も正当化できるようにみえる。しかしながら、ワクチンの強制は反ワクチンの意識をさらに強める可能性が高く、副作用の方が大きいと思われる。前述の真鍋も指摘するように、イギリス誌『Nature Medicine』では、国民のワクチン接種の許容度が政府の信頼性と相関するという調査もある。現在のように、日本の政府の信頼性が低下している状況下において、ワクチン強制による反発が政府の施策へのガバナビリティー(被統治能力)を低下させることも考えられる。再度の緊急事態宣言とその延長で、飲食店でもアルコール禁止の要請を受け入れない企業も増えてきた。北風と太陽ではないが、政府の信頼を回復させて、簡単に陰謀論に嵌らない土壌形成が肝要である。

松浦 司(まつうら・つかさ 応用経済学)

三島由紀夫が書かなかった「近江絹糸争議」の謎に迫る

【第17回】谷合佳代子インタビューを巡って(2)

武庫川女子大学 経営学部
教授 本田 一成

幸代さんの所へ私室訪問に行こうと思って、女子寮の方へ歩いていた。待ちわびて、逆に訪問に来る途中の幸代さんに出逢った。ポーッとする感じである。どこかの高級芸者が着飾って歩いている以上の美しさ。(長谷川金重『二人三脚 夫婦人生 幸代と共に』みずほ出版、p23)

5.3つの収穫

エルライブラリーの谷合佳代子に会えたのは非常に有益であった。改めて整理してみると、大きく3つの収穫があったことがわかる。1つ目は、総評センスをもって近江絹糸争議、特にその舞台として大阪へのまなざしを強めることができたことである。この点は前回に記した。

2つ目は、辻コレクションを巡る話から発生したのだが、共産党関係者たちの情報の存在を知り得たことである。当初、筆者にその視点がないわけではなかったが弱かった。しかも、共産党だけに矮小してはならない。近江絹糸の経験は、様々な立場の組合員たちにとって輝かしいものだが、人生の響き方が違う。そこから争議に還元できる可能性がある。谷合は久谷與四郎と同じ点を見抜いていた。

3つ目は、谷合と人間関係ができたことによって、著者が思い悩んでいた手記の寄贈と公開が円滑に進められたことである。谷合は著者からの申し出を受け入れ、巨海と朝倉の手記の公開に尽力してくれた。

さて、2つ目の収穫についていかがするかである。

辻コレクションの探索は後回しにしたが、これまで調べたことが覆される可能性もあることを直感した。もちろんそれが怖いわけではなく、久谷の助言を思い出し、手が止まることや「彦根支部主義」になることを怖れた。

これまで通り、全体像を追う方を優先して何がしかを完成させ、著者本人であれ他者であれ、辻コレクションによって再構成されればよい、と割り切ることにした。この時著者は大阪市への転居を決心していたから、いずれじっくり向き合える、との目算があった。その代わり、谷合の言うように、近江絹糸争議が、朝倉や全織同盟幹部になった人々とは違う響き方になり、違う人生を歩んだ人々の著作を読み込んでおくことにした。

さらに、谷合には人権争議だけでなく企業再建闘争についても意見を聞いた。本部派(全織同盟派)と対立する再建派(反全織同盟派)の主要幹部たちは総評系であって、共産党ではないとのことであった。そこから、では共産党の影響はどうであったか、という問いに進む。

谷合は答える代わりに再び、辻保治を見よ、と述べた。辻は共産党員であり、後に共産党からパージされたいわゆる「やめ共」である。職場グループのリーダー格であった辻は、あるいは争議直前に入社したとはいえ近江絹糸の本を書くことになる白石道夫は確かにそこにいたはずなのに、谷合は、朝倉の本にはまったく出てこない、とも指摘した。憤慨は、辻コレクションをあずかる身としては当然であろう。

ただし、朝倉は書かなかったことを意識しているとみられる。朝倉は、オーラルヒストリーの対象として選択されたのは左へ偏りすぎたオーラルのバランスを取り戻すためと解釈している、と述べたのを思い出したからである。確かに実名を避け、それらしき存在をわずかに記している。

辻や白石のことは朝倉から聞いていたし、教わった白石の本を入手していた。また、各方面から手繰って共産党関係者の手による類書があることを知っていた。繊維王国愛知県も近江絹糸と似たり寄ったり、との態度で編まれた、あいち「青春の日々」刊行委員会編『「女工哀史」をぬりかえた織姫たち』も必読書だが、ここはやはり近江絹糸彦根工場代表として白石、大垣工場代表として長谷川金重や岸敬子らの本を手にとろう。

6. 体験者が語る(彦根)

白石道夫編『体験者がつづる近江絹糸人権争議』によると、白石は1938年、岡山県今治市生まれ、朝倉より4歳年下であり、働きながら定時制高校で学べる、という文句にひかれて夜行列車に乗り彦根工場に向かった。1954年6月4日入社、彦根工場の蜂起の直前である。

工場に入り原綿の上で寝転がって製品搬出を防ぎ夜明けを待つ徹夜ピケや、食堂閉鎖が死活問題になった時に友誼労組や市民グループによる握り飯の差し入れやみそ汁の炊き出し支援などが、先輩たちの下で動いていたという白石によって、わかりやすく描写されている。

白石は人権争議後、らくがき帳活動や職場新聞などに傾注し、1957年に18歳で支部執行役員になった。混打綿の職場新聞「ラップ」は白石が名付けた。翌1958年に共産党に入党した白石は、当時彦根工場30人超の細胞ができていた、と記している。企業再建闘争で労組分裂してからは、会社側の夏川一族を排斥するのではなく、独占の大企業から近江絹糸への攻撃を労使が力を合わせてはね返すべき、と主張する再建派に属した。本部派の中心はもちろん朝倉である。

本部派と会うたびに激しい論争になり、少数派の再建派が吊し上げられる。寒い夜に広場で本部派に取り囲まれ、罵声を浴び、唾を吐かれ、工場外へ追い出された白石らの経験は強烈である。操業停止と労組分裂に嫌気した組合員たちの多くが退職した。労組が再統一され工場が再開されてもしこりが残り、会社側の共産党攻撃に便乗した村八分状態が続いた。

白石は共産党に入社した年に20歳で同僚と結婚し、仲間内で会費制の結婚式をあげた。1965年、共産党活動で生きる決心をした頃に合理化の希望者退職金の上乗せの労使交渉を知り、それを受け取るわけにはいかない、と募集前に早々とやめた。その後は、希望通り共産党の専従活動家として地元の選挙や党員拡大に努力を傾けながら、近江絹糸労組の民社党一党支持や労使協調路線を横目で見してきた。

白石の本の後半には、白石と関係の深かった組合員たちの争議証言や以後の人生遍歴が編まれている。例えば、最後は夏川社長の機嫌を損ねて解雇された北村幾太郎は神戸大学卒業後、1949年の入社で人事畑を歩んだ。本社(当時彦根)を皮切りに、大垣、長浜、中津川などを転々とした経験に基づく記述は生々しい。

また、巨海公子や滝澤夫妻から、地元出身で富士宮工場勤務していた彦根工場に移って共産党活動にのめり込んでいった女性がいる、と聞いていたが、白石の本にそれらしき人物が登場する。共産党市議会議員となった高田敬子は、採用前に故郷で惨めな暮らしを続けてきた少女は「三度の飯がある」「自分の布団で手足を伸ばして寝られる」ことに満足し、仕事のつらさや寄宿舎の不自由な規則、非人間的な扱いも容認していた、と記述している。

白石は近年、朝倉の自宅を訪問して思い出話ができるほどの関係になっている。近江絹糸争議には、織り込まれた人間模様がある。

7. 近江のうた(大垣)

他工場に関する同様の書を探したところ、大垣工

場OBOGたちによる当時の回想文集といえる近江のうた編集委員会『近江のうたー近江で働いて、闘って、恋をしてー』を見つけ、直接連絡を取って入手した。電話に出た代表者の一人である岸敬子は、著者の職業をたずねた後に、本代はいらぬからちゃんと読んで欲しい、と言った。読後の感想を含めお礼のための電話を何度かかけたが、二度と出ない。

この書は共産党関係者に限らない書き手を集めた体裁だが、岸をはじめ共産党関係者が目立つし、のびのびと書いている。だからこそ、思わぬポイントが無造作に打ち込まれ、そこから知り得なかった大垣工場に関する情報が広がり厚くなっていく。例えば、松本善明と同じく弁護士であった内藤功など元共産党国会議員が大垣工場に入っていたこと。名古屋大学の教員や学生が労働者教育やサークル活動の名目で出入りして『資本論』の学習を通じて赤化を進めたと聞いていたが、畑田重夫のことと知ったなど。大垣工場だけが脇が甘かった、と苦笑した宇佐美忠信の顔を思い出した。

その他にも、いくつかを抜き出して記しておく。女性組合員たちの舎監に対する激しい記述を見つけた。滝澤多恵子が舎監をしていた時期と合致しているが、滝澤にも会ったのであろうか。また、矢富徹彦が集会で見せる気迫と真剣さ、終始変わらない普段の明るさなどが臆面もなく描かれている。

その矢富や滝澤夫妻が追想していた女帝のように工場に君臨して舎監を束ねる女性が、赤松先生として随所に登場する。女性労働者への「父死す」の電報に黙って「本人帰れぬ」と返電したり、送られてくる大事なラブレターを勝手に開封して処分していた悪行などへの怨嗟を集めている。

岸自身と、他の編集委員の一人である長谷川金重の文章が冷静で詳しい。長谷川の職場結婚、近江絹糸退職後の人生は劇場のようである。人権争議中については副舎監なる役割を与えられたり、国際自由労連だけでなく世界労連からも支援カンパがあったことなど、知らなかったことだらけである。このため、長谷川の本をさらに2冊探し、本人に連絡を取って送ってもらった。そういえば、矢富は、長谷川のことを

“きんじゅう君”と呼んでいた。大垣支部の組合員たちも各地に散ってからの人生模様が濃い。大垣支部OBOG会も盛会である。

8. 巨海と朝倉の手記の公開

最後に、3つ目の収穫についても記しておく。谷合の人となりを知り得たため、後日、手記の公開について躊躇なく相談できた。最初は、巨海の手記が手に入った。手書きなので読者のことを考え、解説文を書き、手記の翻刻を始めた。

実は最初に『大原社会問題研究所雑誌』に投稿した。だが編集委員から、史料の寄贈と紹介の域を出ない解説では掲載できない、と回答があった。もったもんな助言である。だが、当時珍しく多忙で史料をふんだんに使った論文に仕上げる時間が惜しく、他を探した。即座に受け入れた谷合がエルライブラリーのウェブ内に公開した(こみきみこ『その時19才のわたしは!!』)。

次に、朝倉が原稿用紙のままの手記を送ってきた。この手記は著者と会った後に書いたものである。こちらも翻刻が終るまでに解説文を書き、谷合の了解を得て編集委員会で叩いてもらったり、朝倉から承諾書を取ったりと、巨海の時を経験効果がありとんとん拍子に進む。こうして朝倉の手記の原稿と翻刻版がエルライブラリー所蔵となり、解説文が巨海手記と同じく公開された(朝倉克己『近江絹糸人権闘争＝労働争議 自由と人権を守る血と涙の闘いであった』)。

執筆者の本田一成氏による『写真記録・三島由紀夫が書かなかった近江絹糸人権争議』(2019年、新評論刊)、『オルグ!オルグ!オルグ! 労働組合はいかにしてつくられたか』(2018年、新評論社刊)の特別割引注文書を用意しました。office.hondabooks@gmail.comまでご請求ください。

紹介と批評

史 邁著

『協働モデル—制度的支援の「狭間」を埋める新たな支援戦略』



2021年3月発行
晃洋書房
定価本体 4,180円(税込)

千葉商科大学 教授 朱 珉

1. 本書の視点

近年、子どもの貧困、ダブルケア、8050 問題などが代表するように、既存の制度が想定していた以上の、社会問題の複合化が進んでいる。現実的に、「狭間」問題が多くみられ、政策的にも重要視されるようになった。2008年に、厚生労働省がまとめた報告書「地域における『新たな支え合い』を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—」では、「制度の谷間にある者」への対応が課題として挙げられている。本書はこのような流れを敏感に捉え、従来の制度的支援(制度化された社会サービス)における「狭間」問題に着目し、その解決策として、「協働モデル」という新たな支援戦略を提起し、その理論的解明とその有効性の現場検証を目的としている。

本書は著者が2019年度に同志社大学に提出した学位請求論文をもとに加筆・修正したものである。従来の福祉多元主義を超えようと、社会サービスの個々の提供主体や対象を別々に扱うのではなく、主体間の関係性や相互作用を重視することによって、サービスの生産過程を立体的に描き出そうとするきわめて挑戦的、意欲的な研究書である。

2. 本書の概要

本書は序章と終章に加えて第I部と第II部から構成されている。第I部は理論編にあたり、第1章から第3章までである。第II部は実証編にあたり、第4章から第7章までである。

序章では、本書の研究目的を明示し、全書の俯瞰図を提示している。「社会保障モデル」と「生活モデル」という従来の制度的支援戦略は、構造的に制度的支援の「狭間」が必ず発生すると指摘したうえで、その「狭間」を埋めるために、第三の支援戦略として「協働モデル」を提起している。この「協働モデル」の有効性を検証することが本書の最終目的である。

第I部は、これまでの福祉多元主義理論の限界、協

働という概念の再考、協働実践の分析方法という順番で研究の枠組みを説明している。第1章では、「境界線の曖昧化」を切口に、社会サービスの多元性に関するミックス、シナジェティック・ミックス、ハイブリットといった従来の理論的概念を批判的に検討している。そこで、マクロレベルのミックス、メゾレベルのシナジェティック・ミックス、ハイブリットに対して、新しいミクロレベルの理論的視座として、「協働」が提案された。

では、「協働」とは何か。それを具体的に説明しているのが第2章である。社会サービス提供の文脈において、「協働」をより操作可能な概念にするため、「コ・プロダクション」というキー概念が導入された。「パートナーシップ」に比べ、利用者による参加も協働の主体に含まれることが「コ・プロダクション」の特徴である。

第3章では、以上で構築された概念を、いかに実際のサービス提供現場に降ろしていくのか、そのツールを検討している。著者はサービス・ブループリンティング手法を援用しつつ、コ・プロダクション・ブループリンディング(C-B手法)を考案し、社会サービス提供の具体的な生産過程を「協働の構造」として分析しようとしている。

第II部は3つの実践事例を通して、現場でどのように「協働」を活かし新しい社会サービスが創出・提供されているのかを検証している。第4章は事例選定と事例検討の進め方を紹介している。幅広い「狭間」問題を「生活困窮に陥った若者の生活自立問題」に限定し、さらにその具体的問題像として、「社会的排除」の3つの側面である「役割(仕事)」、「空間(場所)」および「関係(つながり)」に対応する「若者の就労困難問題」、「若者の社会的居場所問題」および「社会的養護子どもの自立問題」を選出した。また、事例検討は、①社会的背景の把握、②実践の取り組みの把握、③半構造化インタビューに基づく協働構造の確認、④調査対象者へのフィードバックを含む最終考察と4段階に分けて進めていくとした。

第5章から第7章は3つの具体的問題像に対応し、

協働を前提条件とした優れた実践例として、それぞれ京都自立就労サポートセンターによる「ステップアップ就労」、大阪のNPO法人暮らしづくりネットワーク北芝による「コーヒー焙煎プロジェクト」、滋賀の縁創造実践センターによる「ハローわくわく仕事体験」を取り上げている。

終章では、これまでの内容をまとめたうえで、改めて「協働モデル」がもつ理論的意義および実践的意義について述べ、全体を締めくくっている。

3. 本書の特色と課題

本書の最大の特色は理論と実践の統合を目指している点にある。かつてアメリカの社会学者マートンは検証不能な抽象的な一般理論と「無計画な経験主義」をもつ社会調査を批判しながら、両者を統合する「中範囲の理論」を提示した。本書はまさに「中範囲の理論」に基づいた研究と位置付けることができ、社会福祉分野では貴重な研究と言えよう。

第I部では、従来の理論の到達点と限界→著者の理論的概念→実践の場における分析手法といった流れで理論的枠組みの構築を徹底している。その際、社会福祉学の理論だけでなく、組織社会学や経営学などのキー概念も援用したことから、著者の研究視野の広さがうかがえる。特に「協働モデル」の描写ツールとして考案されたC-B手法は、実に独創性に富んでいる。「時間軸」と「役割軸」で囲まれたマトリックスによって、サービスの生産過程を動的・構造的に捉えようとしている。さらに、サービス生産過程の各段階（「計画」、「実施」、「評価」段階）においても適用することができ、サービスの供給システムの全貌を示すことが可能となった。

そして、第II部では、実践の場から遊離しがちな理論化に終わらず、現場の事例を通じてその実践的意義を見出そうとし、すなわち岡村重夫がいう「practical theory」に昇華しようと試みた。その際、著者の一方的なインタビューと理解に基づくのではなく、調査対象者にフィードバックを行い、そのうえでの最終考察をまとめた。その意味では、政策づくりというマクロレベルにおいても、現場のサービス創出というミクロレベルにおいても、参考になる素材を提供した研究である。

最後に、課題を2点指摘したい。第1に、第I部の理論構築に比べ、第II部の事例検証はやや形式的な記述にとどまっている。著者も認めたように、今回取り上げた事例はすべて「協働モデル」の成功事例である。つまり、理論的仮説に合わせて、典型例を選出し、設定した分析手法に沿って描いたわけである。事例検証によって、理論仮説や規定概念に対して、再方式化、再

焦点化、明確化するまでには至っていない。たとえば、利用者が主体であることの意義や各事例から「協働モデル」を成功させる要因の抽出、支援形式によって各「協働モデル」の特徴分析などが考えられる。理論と実践の統合はまだ道半ばである。

第2に、「協働モデル」理論自体に精緻化する余地がある。たとえば、「協働」を説明するための中心概念である「コ・プロダクション」は、従来の「社会保障モデル」と「生活モデル」においても重要な役割を果たしており、「協働モデル」の特有なものではない。では、なぜ「協働モデル」が「狭間」問題に有効なのかという疑問が残る。また、従来の2つの支援戦略に対して、「協働モデル」はあくまでそれらの「補完」として位置づけられている。しかし、既存の制度的支援の仕組み、方法、またはあらゆる利用可能な資源を用いて、新しいサービスを創出する「協働モデル」はより包括的な支援ができるように思える。果たして「狭間」を埋める「補完」なのか、それとも「狭間」をなくす「代替」なのか、再検討する必要がある。

以上のように、さらに発展を期したい点はあるものの、本書は社会福祉分野における「中範囲の理論」研究として、その学術的価値について疑う余地はない。また、著者の研究に対する貪欲さと研究力量を感じさせられる一冊であり、今後の研究方法を含み、各々が考察を深めるうえでの示唆を得られる刺激的な著作である。

参考文献

米澤旦(2021)「書評コメント 史邁、2020『協働モデル—制度的支援の『狭間』を埋める新たな支援戦略』」日中社会保障比較研究会、5月29日資料

Merton, Robert K.(1957)Social Theory and Social Structure: Toward the Codification of Theory and Research, Revised Edition, Glencoe, Ill: The Free Press, Chapter 1(=1961、森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房)

著者および評者紹介

著者

史邁(シ・マイ)氏

1989年中国山東省生まれ。2020年同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程修了。現在、清華大学公共管理学院助理研究員・博士(社会福祉学)

評者

朱珉(シュ・ミン)氏

2006年、中央大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、博士(経済学)。
中央大学経済学部助手、千葉商科大学商経学部専任講師、准教授を経て、2021年より現職。

主要經濟勞働統計

p:速報値 (preliminary) r:訂正值 (revised)

年 月	勞働力人口		職業紹介		税込現金 給与総額 (全産業)	実質賃金 指 数 (全産業) 2010=100	総実勞 働時間 (全産業) 時間	消費者物価指数 C.P.I		全国勞働者世帯家計 収支(168都市町村)		
	雇 用 勞働者	完 全 失業者	月 間 有 効 求人数	有効求人 倍 率				東 京 都 区 部	全国167 都市町村	実収入	実支出	
	万人	万人	千人	倍	円	2010=100	時間	2015=100		円	円	
2017	5,460	190	2,696	1.50	316,966	100.6	143.4	100.0	100.4	533,802	412,462	
2018	5,936	166	2,780	1.61	323,553	100.8	142.2	100.9	101.3	558,718	418,907	
2019	6,004	162	2,737	1.60	322,612	99.9	139.1	101.7	101.8	586,149	433,357	
2020.3	6,009	176	2,492	1.39	281,632	87.2	137.0	101.8	101.9	490,589	415,178	
4	5,923	189	2,197	1.32	274,825	85.1	137.8	102.0	101.9	531,017	406,241	
5	5,920	198	1,938	1.20	268,789	83.3	121.9	102.0	101.8	502,403	400,042	
6	5,929	195	1,930	1.11	443,111	102.5	136.9	101.9	101.7	1,019,095	473,617	
7	5,942	197	1,959	1.08	368,756	102.3	140.2	102.1	101.9	685,717	412,666	
8	5,946	206	1,967	1.04	273,243	84.5	128.8	102.1	102.0	528,891	397,069	
9	5,961	210	2,009	1.03	269,323	83.3	135.9	101.9	102.0	469,235	392,410	
10	5,998	215	2,097	1.04	270,381	83.8	141.1	101.9	101.8	546,786	403,345	
11	6,017	195	2,116	1.06	280,460	87.4	138.1	101.4	101.3	473,294	394,705	
12	5,984	194	2,095	1.05	547,612	171.2	136.9	101.0	101.1	1,045,032	513,155	
2021.1	5,973	197	2,112	1.10	271,761	84.4	128.5	101.4	101.6	469,254	382,942	
2	5,983	194	2,170	1.09	265,702	82.6	130.8	101.5	101.6	535,392	370,806	
3	5,967	188	2,244	1.10	282,898	87.8	138.2	101.6	101.8	484,914	435,667	
前月比(%)	-0.3	-3.1	3.4	0.9	6.5	6.3	5.7	0.1	0.2	-9.4	17.5	
前年同月比(%)	-0.7	6.8	-10.0	-20.9	0.4	0.7	0.9	-0.2	-0.1	-1.2	4.9	
資料出所	総務省 勞働力調査		厚生労働省 職業安定業務統計				毎月勤勞統計調査		総務省		総務省 家計調査	

年 月	生 産 指 数 (鉱工業)	生産者 製品在庫 率指数 (鉱工業)	稼働率 指 数 (製造 工業)	機 械 受 注 (船舶・電力 除く民需)	工 作 機 械 受 注 総 額	建築着工 総 計 (床面積)	企業倒産 (負債総額 千万以上)	貿易統計			
	2015=100	2015=100	2015=100	億 円	100万円	1000㎡	件 数	輸 出	輸 入	差 引	
2017	103.1	100.6	102.3	101,431	1,645,554	134,679	8,405	78,286,457	75,379,231	2,907,226	
2018	104.2	104.6	103.1	105,091	1,815,771	131,149	8,235	81,478,753	82,703,304	-1,224,551	
2019	101.1	109.6	99.9	104,323	1,229,900	127,555	8,383	76,931,665	78,599,510	-1,667,845	
2020.3	96.2	121.4	93.0	8,547	77,447	9,837	740	6,358,054	6,350,851	7,203	
4	86.3	137.6	80.2	7,526	56,143	9,992	743	5,206,030	6,137,194	-931,164	
5	77.2	150.5	70.4	7,650	51,239	9,444	314	4,185,622	5,026,959	-841,337	
6	81.0	138.3	75.3	7,066	67,190	9,925	780	4,862,354	5,135,263	-272,909	
7	86.6	127.8	81.9	7,513	69,788	9,702	789	5,369,179	5,362,105	7,074	
8	88.3	124.7	84.5	7,525	67,980	9,414	667	5,233,105	4,988,730	244,375	
9	91.6	119.5	88.8	7,193	84,099	10,068	565	6,054,141	5,370,395	683,746	
10	93.5	115.3	93.2	8,425	82,211	9,613	624	6,565,808	5,696,655	869,153	
11	94.2	114.2	91.9	8,368	88,680	9,371	569	6,113,557	5,757,770	355,787	
12	94.0	114.3	92.7	8,809	99,057	9,179	558	6,706,664	5,961,950	744,714	
2021.1	96.9	108.7	95.7	8,417	88,627	8,377	474	5,779,567	6,106,730	-327,163	
2	95.6	109.8	93.0	7,698	105,593	8,595	446	6,038,238	5,826,498	211,740	
3	97.2	110.0	98.2	7,981	127,876	10,435	634	7,378,264	6,720,442	657,822	
前月比(%)	1.7	0.2	5.6	3.7	21.1	21.4	42.2	22.2	15.3	210.7	
前年同月比(%)	1.0	-9.4	5.6	-6.6	65.1	6.1	-14.3	16.0	5.8	9032.6	
資料出所	経済産業省			内閣府 機械受注統計調査	日本工作 機械工業会	国土交通省 建築着工統計調査	東京商工 リサーチ	財務省 貿易統計			

Project News

研究プロジェクト概要と各回のテーマ・報告者

AI社会に生きる

主査：本山 美彦(所長)

「人工知能」(AI)と「ビッグデータ」技術の爆発的な進展は、「サイバー空間」の性格を根本的に変え、いまやAI社会の到来は不可避であるといえる。一方、AIに対し、対抗できる理論はまだ発表されておらず、働く者の立場から、この議論を行うことが必要である。「生きた労働」がAIによって排除されることから生まれる深刻な社会不安を、少しでも「生きる幸せ」に向ける方策を見出していくことを志向している。第10回ラップアップ・ミーティングをもって、本研究会は終了した。

労働界からは、連合のほか、産業別組織を中心に11組織の参加を得た。また、本研究プロジェクトでは、AIの技術論のみならず、国際的・政治的な観点も踏まえ議論を進めていく予定であり、社会学や経済学の研究者・専門家もメンバーに加わっている。

日 程

第1回 2018年4月10日 「基調講演:AI社会に生きる」 本山 美彦 氏(京都大学名誉教授/国際経済労働研究所 所長)	第6回 2019年6月6日 「AIに対する電機連合の考え方 電機連合第7次産業政策(案)より」 斎藤 牧人 氏(電機連合産業政策部 部長)
第2回 2018年7月27日 「最新のAI—インダストリアル IoTの最前線—」 入江 満 氏(大阪産業大学工学部 教授)	第7回 2019年12月24日 「AI時代の労使関係—どう捉え、どう対応するか—」 山田 久 氏(日本総合研究所 副理事長)
第3回 2018年10月26日 「デジタル変革と雇用システム—どう捉え、どう対応するか—」 山田 久 氏(日本総合研究所 理事)	第8回 2020年9月18日 「AI社会実装の最前線:AI、5G、クラウドとの融合」 入江 満 氏(大阪産業大学工学部 教授)
第4回 2019年1月23日 「ICT基盤業務のオフショアリングとアジア」 平川 均 氏(国士舘大学経済学部・大学院 グローバルアジア研究科 教授)	第9回 2020年12月24日 「信頼される社会—情報の正しい蒐集・分析・発信、ブロックチェーンに期待—」 本山 美彦 氏(京都大学名誉教授/国際経済労働研究所 所長)
第5回 2019年4月25日 「AI社会のあり方」 広井 良典 氏(京都大学こころの未来研究センター 教授)	第10回 2021年4月27日 ラップアップ・ミーティング

働きがいと制度・施策

主査：八木 隆一郎(専務理事・統括研究員)

「働きがい」はON・I・ON2調査のテーマの1つであり、これまで研究所は調査結果を用いて労働組合活動の重要な柱の1つである「働きがいのある職場」づくりに向けた提言活動などの支援を行ってきたが、より充実した支援を行うためには最新の学術的な働きがい研究を継続的に積み重ねていくことがあわせて重要である。これまでにワーク・モチベーションに関わる意識データベースを構築し、企業業績との関係についての研究およびその成果の公表等を進めてきた。今後は企業制度・施策の実態を把握するための調査を実施するとともに、意識データベースとのリンクによって、企業制度・施策が組合員の意識に与える影響を明らかにしていく。研究結果は、第49回共同調査企業制度・施策に関する組織調査として発信する。あわせて、正社員と非正規従業員の働きがいに関する分析や、流通業従業員を対象とした働きがいの分析を行い、得られた知見や成果を発信していく予定である。

日 程

〈2016年度〉

第1回 2016年5月20日 「人事制度・施策が企業内賃金格差に与える影響」 菊谷 達弥 氏(京都大学経済学部 准教授) 「第49回共同調査 速報報告内容の共有」 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)
--

第2回 2016年9月7日 「年代別分析結果の報告」 田中 宏明 氏(国際経済労働研究所) 「制度施策に関する分析方法」 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)

第3回 2017年1月10日 「第49回共同調査 分析結果報告」 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)

〈2017年度〉

第1回 2017年11月11日 「第49回共同調査DBを使用した分析結果報告」 ①等級制度に関する分析結果報告 齋藤 隆志 氏(明治学院大学 経済学部 准教授) ②女性活躍推進に関する分析結果報告 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)
--

第2回 2018年1月19日 「第49回共同調査 第II期報告書の共有」 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)

〈2018年度〉

第1回 2018年9月27日 ①流通業の店舗別WMと業績 向井 有理子 氏(国際経済労働研究所 研究員) ②某地銀における従業員のWMとCS、店舗業績の関係 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)

第2回 2019年1月25日 ①「薬剤師の経営管理について —組織/職業コミットメントと役割コンフリクトへの着目—」 本間 利通 氏(大阪経済大学) ②「集団間でなぜ葛藤が生まれるのか? —地位差に着目した社会心理学的検討—」 杉浦 仁美 氏(近畿大学)

第3回 2019年3月6日 「企業統治と雇用システム」 齋藤 隆志 氏(明治学院大学)

〈2019年度〉

第1回 2019年9月20日 「流通業における従業員満足度とその影響に関する分析」 竹野 豊 氏(京都大学大学院経済学研究科 博士後期課程) 「90年代からの仕事満足と賃金の構造変化についての考察—時代と世代に着目して」 岡嶋 裕子 氏(大阪大学 経営企画オフィス 准教授)
第2回 2020年1月24日 「調査回答データの質を高める試み」 阿部 晋吾 氏(関西大学社会学部 教授、国際経済労働研究所 非常勤研究員)

ライフパタン研究会を中心に、人は、変化が大きい成人に至るまでの過程だけでなく、生涯にわたって発達するという生涯発達心理学に着想を得、人生の構造を明らかにするべく研究を継続している。その中心をなす概念として、「人の生涯にわたる発達のモデルは単一のコースではない」との仮説を立て、得られた結果から多変量解析により、人生のあり方のパターン・ライフパターンの抽出を目指している。これまでに、試みに年齢を軸にした場合のライフパタン抽出を行っており、そのアルゴリズムは発見・開発されている。また、仕事生活と家庭生活と趣味や地域などの第3生活領域、ストレス、メンタリング、ゆとり、生き方受容、生き方志向など各領域の基本設問が完成し、各領域への積極的関与と応答性を含む、より踏み込んだ関わり(「家族する」「会社する」「地域・社会する」)について概念整理・設問設計を行い、分析仕様の検討も進んでいる。2014年度にはこの研究の知見を用いた第44回共同調査ON・I・ON3を発信した。

日 程

<2015年度> ※第1回～第5回は省略した。

- 第6回 2015年9月10日
生育歴項目検討
井田 瑞江 氏(関東学院大学社会学部 准教授)
大野 祥子 氏(白百合女子大学)
- 第7回 2015年10月24日
生育歴項目検討2
大野 祥子 氏(白百合女子大学)
神藤 貴昭 氏(立命館大学文学部 教授)
- 第8回 2015年11月13日
ON・I・ON3で扱う領域全体の概念図の検討
川崎 友嗣 氏(関西大学社会学部 教授)
古川 秀夫 氏(龍谷大学国際学部 教授)
- 第9回 2015年12月15日
ON・I・ON3で扱う領域全体の概念図の検討2
大野 祥子 氏(白百合女子大学)
三川 俊樹 氏(追手門学院大学心理学部 教授)
- 第10回 2016年2月2日
ON・I・ON3報告書の検討1
神藤 貴昭 氏
山下 京 氏

<2016年度>

- 第1回 5月26日
ON・I・ON3調査票の見直し
川崎 友嗣 氏(関西大学社会学部 教授)
神藤 貴昭 氏(立命館大学文学部 教授)
- 第2回 6月10日
ON・I・ON3報告書、分析後再検討
山下 京 氏(近畿大学経営学科 准教授)
大野 祥子 氏(白百合女子大学)
- 第3回 10月7日
ON・I・ON3報告書、分析とストーリー
大浦 宏邦 氏(帝京大学文学部 教授)
神藤 貴昭 氏(立命館大学文学部 教授)
- 第4回 11月11日
ON・I・ON3報告書、分析とストーリーについて2
川崎 友嗣 氏(関西大学 社会学部 教授)
- 第5回 2月16日
ON・I・ON3報告書、分析とストーリーについて3
山下 京 氏(近畿大学 経営学部 准教授)
大野 祥子 氏(白百合女子大学)

Information

< WEB 開催 > SRC 研修コースのご案内

ON・I・ON2 入門セミナー

- 第1回 10月15日(金)、第2回 11月10日(水)
13:30～17:00(休憩・質疑含)
※各回、時間・内容は同じものとなります。

SRCのための調査活用セミナー

- 第1回 10月26日(火)、第2回 11月18日(木)
13:30～17:30(休憩・質疑含)
※各回、時間・内容は同じものとなります

次号予告

・特集予定テーマ

2021春闘の成果と課題(後編)

- 2021春闘 成果と課題
富田 珠代 氏(日本労働組合総連合会 総合労働局長)
- 産別組織インタビュー



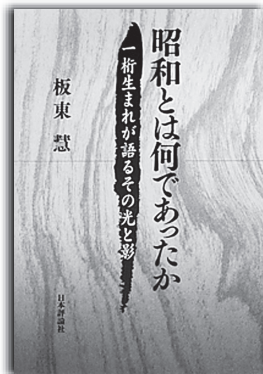
公式 Twitter アカウントのお知らせ

(公社)国際経済労働研究所では、公式Twitterアカウントでも情報を発信しています。お知らせや共同調査・研究の知見などを、WEBや機関誌とはまた違った形でお届けします。Twitterアカウントをお持ちの方は、ぜひフォローや投稿のシェアをお願いいたします。

アカウント：国際経済労働研究所 @iewri_official

編集後記

今年の春闘では、高木先生の論文にもあるように、「2年目のコロナ禍における闘争」ということで、昨年と比べて、要求・妥結の内容や闘争体制にも、その影響がみられました。特別寄稿も、前号の「コロナ禍における介護労働」とも関連するテーマで、ぜひお読みいただきたいです。次号では産別組織へのインタビューをまとめて掲載予定です。発行が遅くなり申し訳ありませんでした。(S)



板東 慧 著

A5判 定価3,500円(税込み)

昭和とは何であったか

一桁生まれが語るその光と影

労働調査論を確立し、自立的労働組合主義を提唱し、構造改革論を通して余暇と働き甲斐の関係の重要性をめぐって生活文化論を提案した著者の運動と研究から「昭和」を総括し、贖罪的平和論の克服による21世紀日本を追求する。

◆目次◆

序章	昭和とは何だったのか
第一章	太平洋戦争と大空襲
第二章	戦後の始まりと占領下の日本
第三章	大学生生活と学生運動
第四章	労働調査研究所から国際経済労働研究所へ
第五章	研究者としての総括的覚書——研究主題と業績
第六章	昭和が遺した課題
結章	私の生い立ち——神戸っ子の系譜



〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 TEL:03-3987-8621 (販売)、-8598 (編集)
ホームページ <http://www.nippy.co.jp>



四六判/並製/352頁
ISBN 978-4-7503-4777-6

◎本体価格 2600円+税

人工知能と 株価資本主義

AI投機は何をもたらすのか

本山美彦 著

際限なく拡大するIT社会に拍車をかけるAI技術の進歩。巨大IT企業の影響力が増し、株式が巨額の富と巨大な力を揮う「株価資本主義」が到来している。フィンテック、ブロックチェーン、ロボット人材がもたらす未来を金融、貨幣、コンピュータの淵源をたどりながら論じ、AI賛美論がもたらす投機的ユーフォリア(多幸福感)に警鐘を鳴らす。

序章	株価資本主義の旗手——巨大IT企業の戦略
第1章	高株価を武器とするフィンテック企業
第2章	積み上がった金融資産 ——フィンテックを押し上げる巨大マグマ
第3章	金融の異次元緩和と出口リスク
第4章	新しい型のIT寡占と情報解析戦略
第5章	フィンテックとロボット化
第6章	煽られるRPA熱
第7章	簡素化される言葉——安易になる統治
第8章	性急すぎるAI論議 ——アラン・チューリングの警告
第9章	なくなりつつある業界の垣根
第10章	エイジングマネー論の系譜
第11章	フェイスブックの創業者たち ——株価資本主義の申し子
終章	株価資本主義の克服 ——超高齢化時代のオルタナティブ・ファイナンス

明石書店

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5

<http://www.akashi.co.jp/>

TEL 03-5818-1171 FAX 03-5818-1174

*図書目録送呈 *価格税別

Int'lecowk

Vol.76-8 No.1112
August. 2021

International Economy and Work Monthly

Summary of 2021 'Shunto' and Future Issues

Looking Back the Second Shunto in COVID-19 Calamity

I.Takagi

年間購読料 15,000円(送料込)
定 価 1,500円(送料別)